

滋賀県サービス付き高齢者向け住宅事業登録に係る事前審査運用指針

(目的)

第1条 この運用指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に際し、あらかじめ必要な手続き等を定め、迅速な登録手続きを図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この運用指針は、法に基づき滋賀県内においてサービス付き高齢者向け住宅事業(大津市内において設置運営されるものを除く。)の登録を受け、設置(既存建物を改修または用途変更する場合も含む。)しようとする者(以下「設置者」という。)を対象とする。

(事前審査)

第3条 設置者は、法第6条第1項の規定による登録の申請の前に、事前審査を受けなければならない。ただし、法第5条第2項の登録の更新にあつてはこの限りでない。

2 設置者は、前項の審査を受けようとするときは、様式第1号の「サービス付き高齢者向け住宅設置計画事前審査願」に、滋賀県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要領第3条に定める書類を添付して、滋賀県土木交通部住宅課長(以下「住宅課長」という。)に提出しなければならない。ただし、住宅課長が特に認めた書類は添付を省略することができる。

3 前項の書類の提出は電磁的記録または書面により行うものとし、書面による提出の場合、提出部数は2部とする。

(事前審査済書の交付)

第4条 住宅課長は、設置計画の内容が法第7条第1項の登録基準のほか、別に定める滋賀県サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準に係る運用指針に照らし適合していると認めた場合は、様式第2号の「サービス付き高齢者向け住宅設置計画事前審査済書」を設置者に交付するものとする。

附 則

この運用指針は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和3年4月1日から施行する。